【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の特定有価証券を受託有価証券とするもの

六　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

七　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の特定有価証券を受託有価証券とするもの

六　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

七　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

（五　新設）

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人　の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人（同法第二条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】

（改正後）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託　に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人（同法第二条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人（同法第二条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人（同法第二条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人（同法第二条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】

（改正後）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二　法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人（同法第二条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）の発行するもの

三　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五　当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

（一、二　新設）

一　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、特定有価証券に係るオプションを表示するもの

二　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、特定有価証券に係る権利を表示するもの

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、特定有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

四　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（関連有価証券の範囲）

**第二十七条の四**　法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、特定有価証券に係るオプションを表示するもの

二　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、特定有価証券に係る権利を表示するもの

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、特定有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

四　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（新設）